

令和5年度 鳥獣保護区等の指定について

鳥獣対策室

1 諮問した鳥獣保護区等の一覧

名称 区分	再指定(期間延長)	再指定(期間延長)
	戸隠山 鳥獣保護区特別保護地区	北大塩 狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ、イノシシを除く)
所在地	長野市、信濃町	茅野市
再指定の趣旨	戸隠山鳥獣保護区の区域内で特に鳥獣の保護を図るため、良好な鳥獣の生息環境となっている地域として、「森林鳥獣生息地の特別保護地区」に指定するもの。	北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域内で特にニホンジカとイノシシの捕獲を可能とすることによって、農林業被害の軽減と鳥獣の保護の両立を図る地域として指定するもの。
面積 (ha)	187	800
指定期間	R5. 11. 1～R15. 10. 31 (10年間)	R5. 11. 1～R10. 10. 31 (5年間)
根拠	法第29条第4項	法第12条第6項

※区分の説明については4頁「鳥獣保護区等区分」参照

2 鳥獣専門委員会

(1) 日時 令和5年8月22日(火) 10時00分～12時30分

(2) 場所 戸隠森林植物園

(3) 内容 現地調査、会議

(4) 専門委員会での意見

- ・戸隠森林植物園ボランティアの会の皆さんによる鳥獣保護普及啓発の功績は大きい。
- ・北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域では、錯誤捕獲対策としてわな等の管理の徹底が必要。

※諮問された2地区の指定については、異議なし

(その他のご意見については、資料2のとおり)

鳥獣専門委員会現地調査及び会議の様子

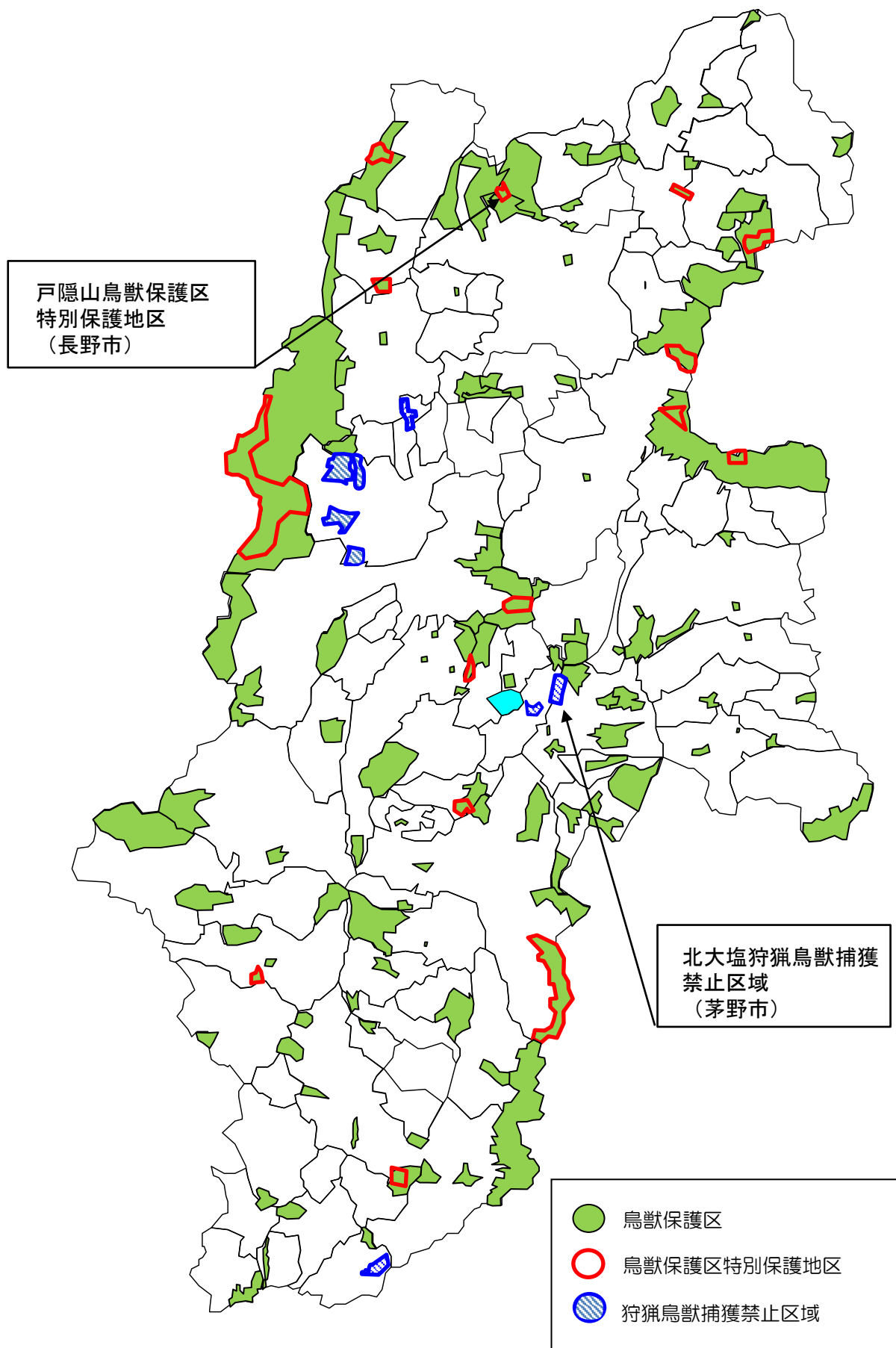


令和5年度長野県環境審議会鳥獣専門委員会委員名簿

区分	氏名	所属・職	専門分野
学識経験者	上原 貴夫	佐久大学 客員教授	獣類 (サル、イノシシ、シカ)
	水谷 瑞希	信州大学教育学部附属志賀自然教育研究施設 助教	森林生態
	堀田 昌伸	長野県環境保全研究所 研究員	鳥類(野鳥)全般
保護団体	上條 恒嗣	信州野鳥の会 顧問	鳥類(野鳥)全般
利害関係者等	佐藤 繁	(一社)長野県猟友会 常務理事兼事務局長	狩猟全般
	小林 敏樹 (新任)	長野県森林組合連合会 総務部次長	林業全般
	伊藤 亙 (新任)	長野県農業協同組合中央会 営農農政部長	農業全般
	池戸 健志	中部森林管理局 計画保全部 保全課長	国有林関係
関係行政機関	百瀬 剛 (新任)	環境省信越自然環境事務所 野生生物課長	鳥獣保護行政全般

任期:令和 5年 7月20日から令和 6年 3月 31日まで

令和5年度鳥獣保護区等指定計画位置図



【鳥獣保護区等区分】

区分名	内容
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要がある場合に指定する区域で一定の開発行為が制限される。
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域
狩猟鳥獣捕獲禁止区域	特定の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域。 長野県においては、農林業被害を軽減するためにニホンジカ、イノシシの捕獲を促進する必要がある地域について、ニホンジカとイノシシだけを除く狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として指定。
特定猟具使用禁止区域	狩猟に伴う猟具による危険予防のため、特定の猟具による狩猟を禁止する区域（県内においては銃猟を禁止する地域のみ指定）
指定猟法禁止区域（鉛散弾）	鳥獣の保護のため、鉛銃弾の指定猟法を禁止する区域
休猟区	狩猟鳥獣が減少した地域において、自然繁殖を促進し、狩猟資源の回復を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域